

## 矢吹町農業委員会委員候補者の公募要領

### 1 趣旨

農業委員会等に関する法律第9条の規定に基づき、町議会の同意を得て町長が任命する農業委員会委員（以下「農業委員」といいます。）になろうとする者の公募を行います。

### 2 公募の人数 10名

### 3 資格

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関してその職務を適切に行うことができる者

ただし、次の各号のいずれにも該当しないことが必要です。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 町の議会議員、一般職員
- (4) 県知事及び町の農業委員会より違反転用等の行政指導を受けている者

### 4 公募期間

令和8年4月6日（月）から令和8年4月30日（木）まで

### 5 応募方法

応募届出書に必要事項を記入し、役場1階農業委員会へ持参してください（受付は、平日の午前8時30分から午後5時15分）。

### 6 応募の情報の公表

公募にあたり提出された応募届出書のうち、住所及び連絡先以外の情報について、公募の期間中と期間終了後、公表するとともに、農業委員会において閲覧に供します。

### 7 選考方法

提出された応募届出書に基づき、町の評価委員会において審査し、これらを踏まえて選考します。

また、選考に当たっては、矢吹町の農業の現状をよく理解し、今後の矢吹

町の農業の発展に資する方であることを重視します。

## 8 選考結果の通知

結果については書面をもって応募した方全員に通知します。

※ 電話等での結果に関する問い合わせにはお答えできません。

## 9 その他

(1) 公募に当たり提出いただいた書類は、理由の如何にかかわらず返却しません。

(2) 選考の結果、候補者になった方は、矢吹町議会の同意を得て、町長が農業委員として任命します。

## 10 農業委員の任期

令和8年7月20日から令和11年7月19日までの3年間

### 1.1 報酬

年額 264,000 円（会長は 396,000 円、会長職務代理者は 330,000 円）  
その他、必要に応じて能率給や費用弁償があります。

### 1.2 問い合わせ先

〒969-0296 矢吹町一本木 101 番地

電話 0248-42-2115（内線 354）

矢吹町農業委員会事務局（役場 1 階）

## 【参考】

### 農業委員の主な業務

- (1) 行政委員会としての農業委員会の意思決定
- (2) 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の作成
- (3) 農地の権利移動の許可、農地利用集積計画の決定
- (4) 農地転用許可に関して福島県へ進達・副申する意見の決定
- (5) 農地利用の最適化の推進に関する施策についての意見の決定

具体的には、月 1 回（必要に応じて複数回）開催する農業委員会総会  
に出席し、付議される議案について審議します。

このほか、必要に応じて農地の現地確認や調査、農地所有者等との面談などを行います。